

## 5 不正受給対策の推進等について

### (1) 無料低額宿泊施設等について

無料低額宿泊施設及び社会福祉各法に法的位置付けのない施設（以下「無料低額宿泊施設等」という。）については、平成21年10月に実態調査結果を公表し、一部の施設において不適切な事案が見受けられたことを踏まえ、早急に講じる対策として、下記の事項について留意いただくよう、同月に各自治体に対して通知を発出したところである。

- ① 訪問調査の徹底や劣悪な住環境にある場合などの転居支援
- ② 消防署が行う防火安全対策への協力
- ③ 未届施設に関する関係部局との連携
- ④ 生活保護費の本人への直接交付の徹底
- ⑤ 無料低額宿泊施設の収支状況の公開の徹底

また、昨年5月においては、無料低額宿泊施設等に関する運用改善を図る通知改正を行い、主に以下の事項について改正を行った。

- ① 無料低額宿泊施設に入所している者に対する訪問活動の徹底
- ② 劣悪な施設からの転居の支援（敷金の支給要件の緩和・明確化、移送費の支給要件の明確化、転居指導の明確化）
- ③ 劣悪な施設への入居防止（劣悪な施設に入居する場合等は、敷金等は支給しない）
- ④ 住宅扶助費の適正化（一居室に複数人が入居する場合は、住宅扶助基準額を人数で除した額等により認定する旨を明確化）

無料低額宿泊施設等をめぐる問題、いわゆる「貧困ビジネス」は依然として後を絶たず、適正な運営が強く求められることから、各自治体におかれても、引き続きこれらの通知に関する事項について徹底するようお願いする。とりわけ入居者に対する定期的訪問や生活保護費の入居者本人への直接交付が徹底されていない自治体も見受けられるので、これらの徹底をあらためて図られたい。

また、平成22年度から、予算事業として新たに「居宅生活移行支援事業」を実施し、地方自治体が適切と考える無料低額宿泊施設に対し、入居者の居宅生活に向けた支援を委託する際の費用を補助することとしている。

本事業は、平成23年度以降も継続する予定であるので、生活保護行政の適正な運用及び生活保護受給者に対する適切な支援が図られるよう、無料低額宿泊施設等に対する指導監督とあわせて、積極的に本事業の活用を検討いただきたい。

さらに、無料低額宿泊施設等をめぐる不正事案を解決するため、昨年5月、民主党において、生活保護受給者に住居と食事等の生活サービスをセットで提供する事業者に対する刑罰も含めた新たな事業規制を導入するための議員立法案（「被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する法律案」）が策定されたところである。

現在、民主党において、同議員立法案の国会提出・成立に向けた準備が進められ、厚生労働省としても必要な協力をしているが、各自治体におかれても、その内容についてあらかじめ御了知願いたい。

なお、本年度御協力をいただいた無料低額宿泊施設等に関する実態調査結果については、集計がとりまとめられ次第周知する予定である。

## （2）要保護者の適切な把握のための関係機関等との連携強化について

昨年の記録的な猛暑においては、生活困窮者が公共料金等を滞納し、電気・ガス等の供給が止められ、死亡に至るという大変痛ましい事案が発生した。こうした事態を踏まえ、要保護者の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化を図るため、昨年10月1日に関係通知（「要保護者の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について（厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」）を発出し、生活困窮世帯における電気等の供給停止に際して、電気・ガス等の事業者等と福祉事務所の連携を強化するようお願いしたところである。

今後とも、同通知について御留意の上、これら事業者等との連携の強化を進めるとともに、猛暑日等には必要に応じて、特に高齢者等に対する訪問、電話かけ等を行い、安否、健康状態の確認に努められたい。

なお、安否確認等にあたっては、高齢者担当課等とも調整しつつ、ケースワーカーによる訪問活動等のほか、民生委員や地域包括支援センター、NPO法人等、地域の社会資源との連携、活用についても検討されたい。

### (3) 会計検査院からの指摘について

#### ○ 年金加入状況等の把握について

生活保護の実施に当たっては、生活保護法第4条に基づき、その利用し得る資産、能力あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としており、年金などの社会保障施策等の活用が前提である。

今般、会計検査院より、昨年10月20日付けで通知された処置要求において、厚生年金の脱退手当金及び国民年金の任意加入の活用が十分でない自治体が見受けられたとの指摘を受け、以下の改善が求められたところである。

- ① 厚生労働省は、事業主体に対して、年金及び生活福祉資金制度について改めて周知徹底を図るとともに、事業主体が脱退手当金を受給できる者及び国民年金の任意加入により年金受給権を取得できる者を確実に把握するよう、これら年金給付の有無等を確認するための必要な様式を事業主体に示す等の措置を講じること
- ② 厚生労働省は、事業主体に対して、次のような指示及び技術的助言を行うこと
  - ア 脱退手当金の裁定請求及び国民年金の任意加入手続について生活保護受給者に対する指導を十分に行うこと
  - イ 生活福祉資金貸付金を活用するため、都道府県社会福祉協議会等との連携を強化すること
- ③ 厚生労働省は、事業主体及び都道府県社会福祉協議会に対して、生活保護受給者が任意加入により年金受給権を取得できる場合には、生活福祉資金を貸し付けることができること、貸付要綱等で定められた期間について貸付金の償還を猶予できることを十分に周知すること
- ④ 厚生労働省、都道府県等が実施主体に対して行う生活保護法施行事務監査の際に、脱退手当金の受給及び国民年金の任意加入に係る他法他施策の活用を図ることについて、改めて指示を徹底すること

上記の指摘を踏まえ、まずは一定年齢以上の生活保護受給者の年金加入状況について、「ねんきん定期便」等を活用するとともに、年金事務所や市町村の国民年金担当課等と連携の上、必要に応じて生活保護法第29条に基づく調査を実施し、年金加入状況を適確に把握するよう管内の福祉事務所に周知されたい。

また、年金加入状況を把握した結果、特に任意加入すれば1年以内に年金受給権を得られると認められる生活保護受給者に対しては、任意加入に関する手続きに関する必要な助言・支援を行うほか、年金受給権が得られると認められない生活保護受給者であっても、脱退手当金について活用の可能性がないか調査するよう、管内の実施機関に指導されたい。

なお、会計検査院の指摘のうち、上記①及び②については、追って厚生労働省社会・援護局保護課において同省年金局及び日本年金機構と協議の上、具体的な事務の進め方をお示しする予定であるので、予めご了知願いたい。上記③については、都道府県・指定都市において、福祉事務所の認識が不十分と認められる場合は、都道府県・指定都市において改めて周知していただくようお願いする。

○ 不動産等の資産活用の徹底について

生活保護の実施にあたっては、収入だけでなく、所有する不動産等の資産についても、上記の年金等の社会保障施策と同様に、活用することが前提である。

今般、会計検査院より、昨年10月28日付けで通知された処置要求において、特に不動産担保型資金による資産の活用が適時適切に行われていない自治体が見受けられたとの指摘を受け、以下の改善が求められたところである。

- ① 厚生労働省は、事業主体等に対して次のような指示及び技術的助言を行うこと
  - ア 事業主体に対して、生活保護の実施において、生活保護受給世帯の保有する不動産資産の活用を図ることについての認識を徹底させるとともに、全国会議等で、その活用が適切に行われている事業主体の事務処理、研修教材等の優良事例を取り上げるなどして被保護世帯の保有する資産の活用の徹底を図ること
  - イ 事業主体において、生活保護受給世帯の不動産資産の状況について適時適切に把握するための体制を整備すること
  - ウ 生活保護受給世帯に対する援助方針等に、不動産担保型資金貸付制度の利用についての方針を定めるとともに、同貸付制度を利用した不動産資産の活用について、生活保護受給者に対して具体的な説明や指導を行うこと

エ 事業主体及び都道府県社会福祉協議会に対し、不動産担保型資金等の事務  
手続をより分かりやすく明示することにより、同貸付制度についての誤認を  
防止等すること

オ 事業主体と都道府県社会福祉協議会との連携を強化すること

② 厚生労働省、都道府県等が事業主体に対して行う生活保護法施行事務監査の  
際に、被保護世帯が保有する資産の実態把握及び活用状況の確認を徹底し、制  
度の活用等が十分でない実施主体に対して改めて指示を徹底すること

上記の指摘を踏まえ、不動産担保型資金貸付制度について、再度理解を深め  
るとともに、まずは生活保護受給世帯が所有する不動産資産の状況について適  
切に把握の上、資産台帳等を整備し、組織的に管理されたい。

また、これらの指摘のうち、研修教材等の事例提供や資産台帳等を管理するた  
めの様式等については、追ってお示しする予定であるので、予めご了解願いたい。

#### (4) 年金担保貸付利用者の取扱いについて

年金担保貸付制度については、昨年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の  
事務・事業の見直しの基本方針」において、「十分な代替措置を講じた上で廃止」と  
いう今後の方針が示されたところである。

これを踏まえ、厚生労働省年金局において、代替措置となり得る他制度の検証を行  
いつつ、事業の廃止に向けた具体的な検討を進めている。

一方、同制度の廃止に向けた当面の取組として、現行制度の運用の厳格化について、  
生活保護関係部局等と連携しつつ、年金担保貸付を契機に生活保護の申請を行う者  
に対しては、貸付制限を強化する方策を検討している。

現在、厚生労働省社会・援護局保護課から独立行政法人福祉医療機構に対し、各地  
方公共団体から報告いただいているこれらの者のリストを情報提供し、保護受給期間  
中は審査時に貸付制限をしているが、今後、厚生労働省年金局及び独立行政法人福祉  
医療機構と調整の上、更なる適正化に向けた検討を進めている。

具体的な取扱いについては、今後改めてお知らせすることとしているが、引き続き、  
年金担保貸付を契機に生活保護の申請を行う者に対しては、厳格な態度で対応すると  
ともに、年金担保貸付制度において貸付制限を行う生活保護受給者のリスト作成に当  
たっては、積極的に情報提供いただきたい。

なお、リスト作成に関する情報提供に当たっては、記載ミス等による審査時のエラーが生じないよう御配慮いただきたい。また、現在厚生労働省に登録されている情報について、廃止登録の漏れがないか等の確認作業を追って依頼する予定であるので予め御了知願いたい。

#### (5) 課税調査の徹底について

従来より、生活保護受給者からの収入申告を求めるとあわせて、課税調査等を活用して生活保護受給者の収入、資産状況を適確に把握することが必要であり、税務担当官署の協力を得て、課税調査の徹底と不正受給の早期発見の実施をお願いしてきたところである。

しかしながら、会計検査院から、一部の自治体において本調査の取組みが十分に実施されていない旨の指摘があったことや、課税情報の閲覧可能時期が翌年の6月以降となるため、恣意的に課税調査時期に保護を辞退し、不正受給の発覚を逃れる等の不正事案も想定されること等の実情を踏まえ、課税調査については、調査対象期間（課税期間）において生活保護を受給していた者全員を対象に実施するようお願いする。

管外に転出した者や生活保護を廃止となった者についても、生活保護費の不正受給は厳正に対応すべきであり、生活保護受給者間の公平性の確保を図る観点から、調査対象とされたい。

#### (6) 医療扶助・介護扶助の適正化について

「IT新改革戦略」（平成18年1月19日IT戦略本部）に基づき、平成23年4月から、生活保護の医療扶助に関する診療報酬明細（レセプト）の電子化が全自治体において本格運用される。

厚生労働省としては、これまで医療扶助レセプトの電子化に対応するため、「生活保護等版レセプト管理システム」ソフトウェアの開発を行い、全自治体に配付し、さらに、電子レセプトを受領するための専用パソコン等設備を導入する際の費用についても、平成22年度のセーフティネット支援対策等事業費補助金において補助する等の対策を講じ、早期の受領体制の整備をお願いしてきたところである。

電子レセプトが導入されることによって、都道府県等本庁及び各実施機関において、電子化された医療レセプトを基に、管内全体や医療機関別、生活保護受給者別の医療費分析、傷病別分析など、多彩な統計・分析機能を用い、的確に現状分析が可能になるだけでなく、医療扶助の適正化に向けた取組や生活保護受給者に対する受診指導等にも活用することができるため、適切な運用開始及び積極的な取組をお願いする。

また、電子レセプトの活用等を通じ、以下に掲げる医療扶助の適正化に向けた取組を実施するよう、併せてお願いする（詳細については、追って通知でお示しする予定である）。

なお、電子レセプトを活用した医療費分析等の具体的な方法・マニュアルについては、関係自治体等も交えた場で検討しているところであり、本年度内を目途にその結果をお示しする予定であるので、予めご了解願いたい。

（電子レセプトの活用等を通じた医療扶助の適正化に向けた取組）

#### ア 電子レセプトを活用したレセプト点検の強化

医療扶助レセプトの点検は、医療扶助を受けている生活保護受給者の病状把握を行うとともに、医療扶助費の適正な支出を図るために必要不可欠なものである。

医療扶助費の適正な支出のため、全自治体におかれては、既に全医療扶助レセプトについて資格・内容点検を実施していただき、適宜点検効果の検証を行い、効果が不十分と思われる場合は外部点検業者への委託等の点検方法の見直しをお願いしているところである。今後もセーフティネット支援対策等事業費補助金の交付に当たり、当該点検事業について効果的・効率的な取組に対しては、他に優先して採択していく方針であるので御了解願いたい。

また、電子レセプトを活用することで、資格点検においては、医療券の有効性をはじめ、医療扶助受給資格の有無についてこれまでよりも簡易にチェックできるようになり、また、連続月（3ヶ月分等）のレセプトに対し診療内容を点検する縦覧点検においては、当該受給者ごとのレセプト抽出（紐付け）等が、紙レセプトに比較し、格段に効率化が図られることから、これまで以上に実効性のある適正な点検実施をお願いしたい。

## イ 指定医療機関への効果的・効率的な指導

昨今、奈良の山本病院事件をはじめ、生活保護受給者に対して架空・過剰な診療を繰り返す等、不正請求を行う生活保護の指定医療機関等が散見されている。

都道府県・指定都市・中核市本庁においては、医療扶助の適正な運営に向けて、これまでも指定医療機関に対する検査及び指導を実施していただいているところであるが、実効性ある検査・指導の実施のため、他の社会保険医療を担当する地方厚生局、国民健康保険部局等の関係部局と定期的に情報の共有化を図るとともに、合同検査の実施を検討するなど連携強化に努められたい。

また、電子レセプト等により、管内の生活保護の指定医療機関からの請求状況を集計・分析していただき、生活保護受給者に関する請求件数の割合が極めて多い等、他に比べ突出しているケースについては、嘱託医等の協力を得ながら重点的にレセプトの個別内容審査を行い、請求内容に疑義がある指定医療機関に対しては個別の指導を実施されたい。

## ウ 向精神薬における適正受診の徹底

昨年4月に生活保護受給者が向精神薬を営利目的で大量入手していた事案を受け、同月に緊急サンプル調査を実施し、調査結果については同年9月に公表したところである。その結果、同一月に複数の医療機関から向精神薬を処方されていた者約2,600人のうちの約7割に当たる約1,800人が、複数の医療機関から不必要に同種の向精神薬を入手するなど、不適切な受診行動が認められた。今回の調査で不適切な受診行動が認められた受給者に対しては、医療機関を一本化する等早急に改善指導に取り組むように全自治体に指示したところであるが、今後の対応として、

- ① 電子レセプトの活用等により同一薬の重複処方のチェックが容易に実施できることから、これらにより、向精神薬の処方について、処方した診療科名、処方量種類、疾患名等についての的確な実態把握に努めること
- ② 今回の調査結果を踏まえ、昨年7月に厚生労働省社会・援護局保護課から日本医師会等関係団体に対し協力依頼を行ったが、不適切と認められる事例を把握し、適正受診に向けた改善指導を実施するためには主治医等医療機関の協力が不可欠である。したがって、必要に応じて、都道府県等本庁から管内医療機関に対し、向精神薬の重複処方の防止に関する協力依頼を行うとともに、複数



の医療機関から重複して向精神薬を処方されている場合等には、主治医等と協力して適正受診指導の徹底を図ること

- ③ 事後審査となる医療扶助のレセプト点検については、従前のレセプト点検においても、同一疾病で複数の医療機関に受診している重複受診は点検していたが、今回明らかになった事例のように、向精神薬等の重複処方に着目した点検は不十分であったと言わざるを得ない。これまでもレセプト点検体制の整備を含め効果的・効率的なレセプト点検に向けた取組をお願いしているが、今回の事案を踏まえ、今後、レセプト点検実施においては、向精神薬等の重複処方の点検の徹底をお願いする。

## エ 後発医薬品の利用促進

生活保護の医療扶助における後発医薬品の使用促進については、生活保護の指定医療機関等に対して、社会保険と同様、後発医薬品の使用に努めるよう求めるとともに、各実施機関においては、生活保護受給者に対して、後発医薬品について適切に選択できるための理解を得られるよう周知徹底をお願いしているところである。

今後は、電子レセプトの活用によって、福祉事務所等は、既に後発医薬品のある先発医薬品が処方されている生活保護受給者についての的確に把握することができるようになる。

具体的には、「生活保護等版レセプト管理システム」を活用することで「医療機関別」及び「個人別」などの後発医薬品の処方実績が把握することができる。

都道府県等本庁及び福祉事務所におかれては、生活保護受給者に係る後発医薬品の処方実績が他の医療機関と比較し低調な医療機関に対し、具体的なデータに基づく処方実績を基に、使用が低調な理由等について意見聴取するとともに、使用促進に向けた協力を依頼されたい。

また、後発医薬品が処方されず、先発医薬品が処方されている生活保護受給者に対しては、個別に助言・指導を行い、必要に応じて差額通知（当該患者が実際に処方されている先発医薬品を後発医薬品に切り替えた場合の医療費削減額を記載した通知）を用いた具体的な援助を実施するなど、後発医薬品の積極的な活用に向けた理解を得られるよう、取組を講じられたい。

## オ 社会保険診療報酬支払基金との連携強化

今般、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）における「今後の審査委員会のあり方に関する検討会」において生活保護レセプトの審査の充実を図ることとされ、基金において昨年11月審査分から、生活保護レセプトを重点的に審査すべき医療機関を選定し、その重点審査を実施している。

都道府県・指定都市・中核市本庁においては、医療扶助の適正な運営に向けて、これまでも指定医療機関に対する指導及び検査を実施していただいているところであるが、実効性のある指導及び検査実施のために、基金との間の情報の共有、連携強化に努めるようお願いする。今後、生活保護レセプトの重点審査状況等が必要に応じて各地方自治体に情報提供されるよう、厚生労働省社会・援護局保護課と基金とで調整をし、追ってお示しする予定である。

## カ 地方厚生局監査の実施について

平成22年度から、地方厚生局の生活保護監査官等により、都道府県・指定都市・中核市本庁に対して、生活保護の医療扶助における適正実施を徹底するために、生活保護法第23条第1項に基づく生活保護法施行事務監査を実施している。

平成22年度に実施した自立支援医療（人工透析療法）の優先適用に関する監査については、まだ優先適用が徹底されているとは言えない状況であることから、平成23年度においても引き続き同監査を実施する予定である。また、新たに、昨年4月に実施した調査により判明した向精神薬に関する不適切な受診状況を踏まえ、同監査時においても、処方状況の適否・改善状況について聴取する確認監査を実施する予定である。

都道府県等本庁においては、今後発出予定の通知において、

- ① 自立支援医療（人工透析療法）の優先適用にかかる監査では、平成22年度同様、「生活保護制度における他法他施策の適正な活用について」（平成22年3月24日付社援保発0324第1号）を踏まえ、福祉事務所において作成された台帳を取りまとめ、厚生労働省に提出していただくこと
- ② 向精神薬に関する重複処方状況の確認監査では、「同一月に複数の医療機関から向精神薬が処方されている者」の台帳を作成、厚生労働省に提出していただくとともに、監査時まで当該処方状況が適切か否かの審査をしていただくこと

を依頼する予定であるので御了知願いたい。

キ 介護扶助における優先適用の徹底について

平成21年度において会計検査院が実施した実地検査において、障害者自立支援法による自立支援給付等と生活保護の介護扶助との関係についても、自立支援給付等の優先適用が徹底されておらず、是正改善を行うべきという指摘を受けたところである。

平成22年3月24日付けで「生活保護制度における他法他施策の適正な活用について（社援保発0324第1号）を発出したところであるが、生活保護の介護扶助についても、「生活保護法による介護扶助の運営要領」を改正し、特に障害者自立支援法による自立支援給付の優先適用に関する事務手続及び体制整備について必要な事項を明らかにしたところである。

これら通知において明らかにした手続に基づき、他法他施策の優先適用の徹底に向けて、生活保護の適切な事務の執行をお願いする。

## 6 生活保護関係予算等について

### (1) 生活保護関係予算について

#### ア 平成23年度予算案について

##### (ア) 保護費負担金について

保護費負担金については、各扶助ごとの給付実績を基礎とした上で、直近の被保護人員の伸び等や、雇用施策による影響などを踏まえ、対前年度3,670億円増(16.7%増)の2兆5,676億円を計上しているところである。

	22年度予算		平成23年度 予算(案)
	当初予算額	補正後予算額	
保護費負担金	2兆2006億円	2兆4211億円	2兆5676億円

##### (イ) セーフティネット支援対策等事業費補助金

セーフティネット支援対策等事業費補助金については、医療扶助のレセプトオンライン請求への対応や、生活保護業務データシステム導入のためのシステム改修の対応が終了すること等を踏まえ、対前年度▲40億円減の200億円を計上しているところである。

生活保護関係の新規事業としては、企業、NPO、住民等と行政が協働する「新しい公共」により、被保護者の社会的なつながりを結びなおす支援や貧困の連鎖を防止するための子どもの学習支援等を行う「被保護者の社会的な居場所づくり支援事業」を創設することとしている。

なお、当該新規事業の創設に伴い、従来の「子どもの健全育成事業」、「日常生活自立支援事業」、「社会参加活動活用事業」、「職場適応訓練事業」については、「被保護者の社会的な居場所づくり支援事業(国10/10補助)」に再編することになるので御留意されたい。

##### イ 緊急雇用創出事業臨時特別交付金(基金)について

住宅手当緊急特別措置事業及び就労支援員の配置による就労支援事業等について

は、平成21年度第2次補正予算より、各自治体に基金を造成し事業実施しているところであるが、平成22年度補正予算において、事業実施期間を1年間延長したので、各自治体においては、より一層の効果的な事業実施に取り組んでいただきたい。

ウ 生活保護ケースワーカーに係る地方交付税措置について

生活保護ケースワーカーの person 費については、従前より地方交付税により措置しているところであるが、近年の被保護世帯の急増に対応するため、平成21年度、平成22年度と増員されているところである。平成23年度においては、地方交付税の算定基礎となる職員数全体は減員となる中で、総務省と調整した結果、引き続きケースワーカーの増員が図られたところである。

については、各自治体の福祉担当部局においても、これを踏まえ、必要な増配置がなされるよう関係部局との調整を図りたい。

【標準団体規模（道府県：人口20万人、市町村：人口10万人）における生活保護ケースワーカー算定数】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
道府県	15人	16人	17人	18人
増員数		(+1人)	(+1人)	(+1人)
市町村	8人	10人	11人	12人
増員数		(+2人)	(+1人)	(+1人)

(2) 生活保護関係予算の執行について

ア 生活保護費等負担金について

(ア) 平成23年度の執行について

各自治体への生活保護費等負担金の交付は、予算の効率的な執行の観点から、直近実績に基づき算出された各自治体からの所要見込額に基づき実施しているところである。

平成23年度においても、四半期ごとに所要見込額を把握することとしているが、現下の厳しい雇用失業情勢を受けて、特に稼働能力のある生活保護受給者が

急増する等、保護動向も大きく変化していることから、各自治体においては、常に管内の保護動向等を注視し、適切に所要額を算出するとともに、これに必要な財源措置を講じられたい。

なお、毎年、所要額を過大に見込んで多額の返還金が生じている自治体が見受けられるところであるが、限られた財源を有効に活用する観点から、適切に所要額を算出していただくようお願いする。

なお、従前は全自治体からの実績報告書の提出後、一括して交付額の確定を行っていたところであるが、今後は、各自治体からの実績報告書の提出後順次、計画的に確定を行い、早期の精算交付又は返還の手続きを行うこととしているので、必要な予算措置等の対応をお願いしたい。

#### (イ) 現業員等の詐取等の不正事案の防止について

生活保護費の支給等の事務処理の適正化、詐取等不正事案の報告・把握、詐取等に係る生活保護費国庫負担金の精算については、「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止について」（平成21年3月9日厚生労働省社会・援護局保護課長通知）において周知徹底を図っているところである。

しかしながら、未だに虚偽の架空ケースを作成し、生活保護費を詐取した事例や、電算システムによる支給決定に当たり、システム上に決裁機能が組み込まれていないため決裁を経ることなく、そのまま経理システムに流れ、不適切に生活保護費が支給される事例等の不正事案が発生している。こうした事案については、生活保護行政に対する国民の信頼を損ねるものであり誠に遺憾である。

各自治体においては、本通知の周知を改めて徹底するとともに、事務処理体制を再点検し、不正事案防止に係る電算システムの改修等が必要場合は、セーフティネット支援対策等事業費補助金により優先的に採択することとしているので、積極的に協議されたい。

なお、今後、現業員等による生活保護費の詐取等の不正事案発生防止の観点から、改めて経理事務に係る標準的な事務処理手順、留意事項等に関する通知を发出することを予定しており、これらを参考とし、更なる不正事案の防止に努められたい。

(ウ) 返還金等の適正な債権管理について

生活保護費等国庫負担金に係る適正な精算については、従前よりお願いしているところであるが、会計検査院の平成21年度決算検査報告において、3自治体で返還金等について収納済額のみを調定額として計上したため、国庫負担金が過大に交付されており不当であるとの指摘を受けたところである。

また、返還金等の債権管理の適正実施の観点から「生活保護費等負担金の精算に係る適正な返還金等の債権管理について」（平成22年10月6日社会・援護局保護課長通知）にて、債権管理台帳等の整備や適切な時効中断の措置等、調定後の債権管理について適正に実施するよう改めて徹底を図ったところである。

各自治体においては、地方自治法等を遵守した処理を行い、適正な国庫負担金の精算を徹底されたい。

なお、上記の趣旨等を踏まえ、生活保護費等国庫負担金交付要綱について改正を行うこととしており、平成23年度においては個々のケースの不納欠損処理の状況等について内容を確認することを予定している。詳細については、別途連絡することとしているが、実績報告書の提出期限については厳守されたい。

イ セーフティネット支援対策等事業費補助金について

セーフティネット支援対策等事業費補助金の実施要綱、交付要綱及び交付方針は別途通知するが、平成23年度については、適正実施を図る観点から、従前から継続実施している事業についても費用対効果等実績を評価した上で選択する方針であるので、各自治体におかれても事業内容等を精査の上、協議願いたい。

平成23年度においては、実施体制整備事業の「子どもの健全育成事業（国10/10補助）」と「自立支援サービス整備事業（国1/2補助）」を整理統合し、被保護者の社会的なつながりを結びなおす支援や貧困の連鎖を防止するための学習支援等を行う「社会的な居場所づくり支援事業（国10/10補助）」を創設したところであり、本事業については、優先的に採択することとしている。

また、医療扶助の適正化や会計検査院から指摘を受けた年金加入状況等の把握、不動産等の資産活用の徹底に係る取組について、強化を図ることとしている。

具体的内容については、別途指示を行うこととしているが、専門調査員の配置等当該取組に必要な経費についても優先的に採択するので、積極的に協議願いたい。

なお、広島市が本補助金を活用して専門員を採用し、各福祉事務所を巡回して生活保護受給者の年金加入状況等についてケース点検を行い、効果を上げている例を参考資料に添付しているので参照されたい。



## 7 生活保護関係調査等について

### (1) 生活保護業務データシステムについて

近年、生活保護受給世帯が増加し続けており、また、生活保護受給世帯の抱える課題は多様化、複雑化している。

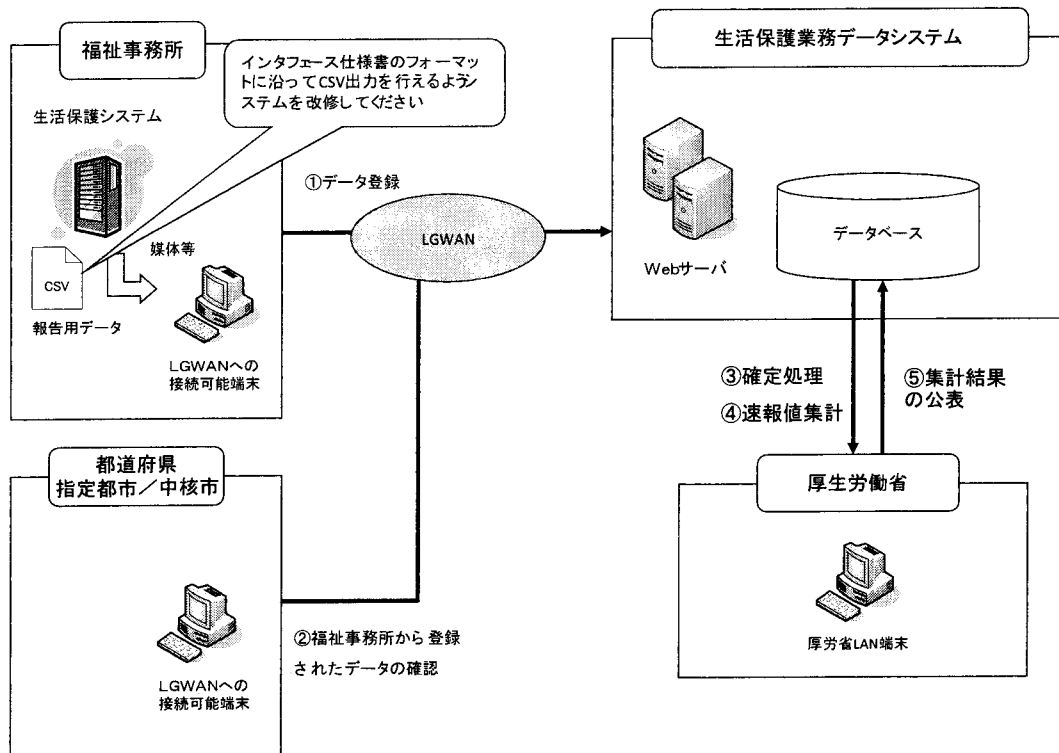
このような中、適切な生活保護行政を推進していくためには、国、自治体及び福祉事務所において生活保護に関係するデータの分析を行うことが不可欠である。

また、生活保護受給世帯の増加に伴う業務量の増加に対応するためにも、福祉事務所においては、生活保護業務のIT化を図り、生活保護業務の効率化を図ることが重要となっている。

このような課題に対応するため、現在、当省による各種業務報告や調査を見直すとともに、福祉事務所及び自治体のデータを一括して定期的に収集し、当省、自治体及び福祉事務所で共用できるデータベースを構築し、より詳細な生活保護動向の分析を行い、保護の適正化対策の推進及び政策の企画立案に活用することを目的とした「生活保護業務データシステム」の運用を平成22年度から一部開始している。

自治体及び福祉事務所においては、生活保護システムの改修やデータ投入等を行っていただいているところであるが、平成23年度当初から全自治体において本格運用が開始できるよう、計画的な導入・整備をお願いしたい。

(参考)



## (2) 平成23年度生活保護関係調査の実施について

### ア 平成23年度生活保護関係調査の実施について

平成23年度的生活保護関係調査については、次の一覧表のとおりである。

被保護者全国一斉調査は、生活保護業務データシステムに平成23年7月末日現在のデータを登録することで提出とさせていただくことになる。データの登録に関して、遅滞なくお願いしたい。

医療扶助実態調査に関しては、平成22年度までは紙レセプトのコピーを提出していただいたが、電子レセプトの本格運用を受け、平成23年度は医科と調剤のレセプトに関しては電子データでの提出を検討している。詳細は別添の資料を参照願いたい。

なお、歯科レセプトは例年どおり紙レセプトでの提出を予定している。

また、社会保障生計調査について、平成23年度から実施をお願いする自治体が増えるが、新たに対象となる自治体に関しては、御協力をお願いする。

### イ 調査票の提出締切の厳守について

各調査は、各都道府県・指定都市・中核市の関係者の御理解・御尽力により実施されているが、一部において、提出期限が大幅に遅れる自治体もあり、結果として全体の集計に支障を来している状況となっている。

集計作業の迅速化を図るためにも、提出締切の厳守をお願いしたい。

平成23年度生活保護関係調査一覧

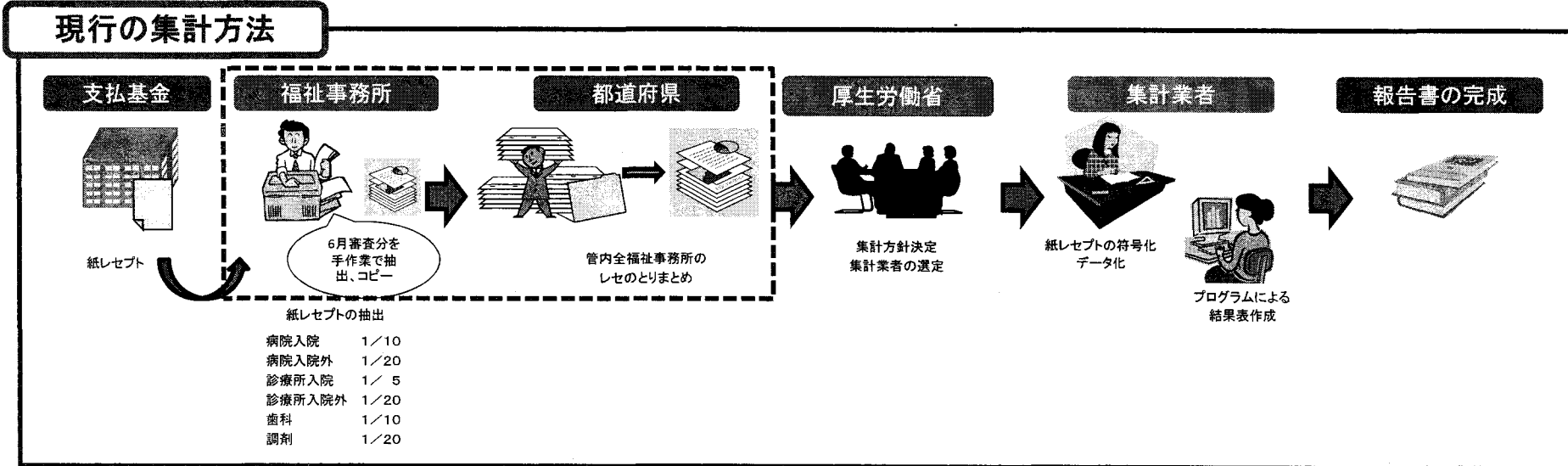
調査の名称	調査の対象		対象選定の 方法	調査の 周期及び 時期	調査票等の 提出期限
	地域的範囲	属性的範囲			
被保護者全国 一斉調査  基礎調査 個別調査	全国	被保護世帯 約127万世帯	基礎調査  全数  個別調査  全数	毎年  7月1日現在	基礎調査 23年8月  個別調査 23年8月
医療扶助実態調査	全国	医療扶助受給者	6月基金審査分 診療報酬明細 書及び調剤報 酬明細書	毎年 7月	23年10月中旬
社会保障生計調査  家計簿	9ブロック  12都道府県  4指定都市 9中核市 (注)	被保護世帯 約1,110世帯	抽出	年度  4月から翌年 3月まで	家計簿  翌月末日  脱落補充報告 即時
福祉行政報告例  生活保護関係	全国	被保護世帯 約127万世帯	全数	年度 毎月	翌月末 (月報)

(注) 調査対象自治体は、北海道及び東京都を除き、原則として2年毎に調査地域を交代することとしている。

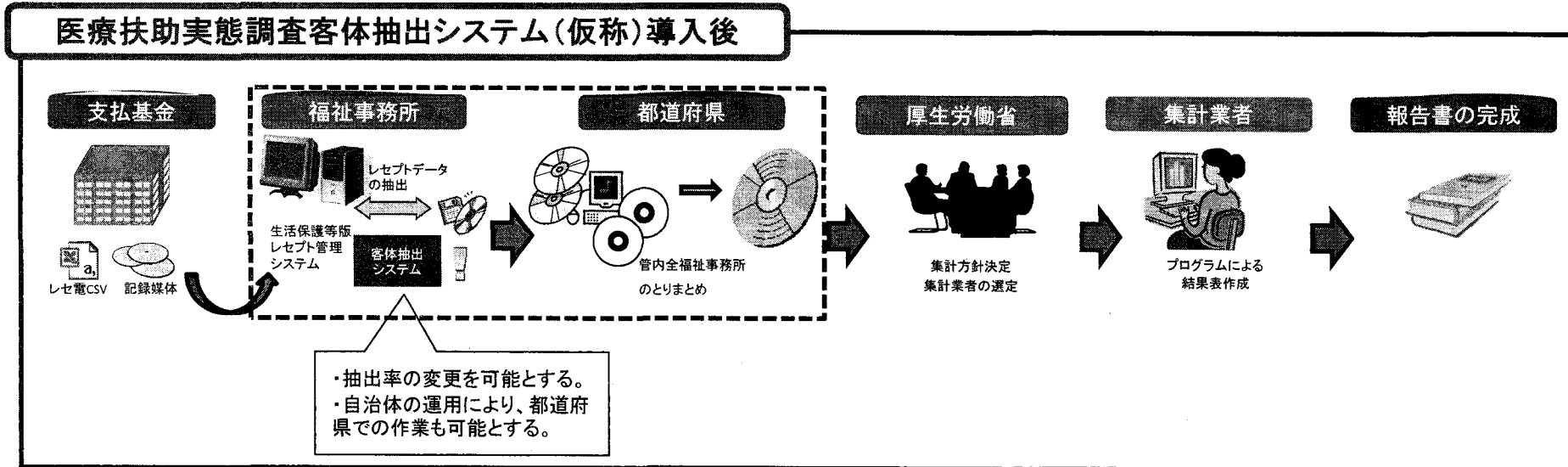
※ これ以外に、生活保護費経理状況報告、生活保護費国庫負担金にかかる事業実績報告等経理関係データ及び各種特別調査が生活保護行政に広く活用されている。

# 医療扶助実態調査客体抽出システム(仮称)

## 現行の集計方法



## 医療扶助実態調査客体抽出システム(仮称)導入後



注:平成23年度調査については、歯科に関しては紙レセプトで対応する。